

令和8年2月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和8年2月定例教育委員会付議議案 目次

第 4号議案	専決処分の承認を求めることについて …………… 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第 5号議案	令和7年度補正予算(3月定例市議会)について …………… 2
第 6号議案	令和8年度当初予算(3月定例市議会)について …………… 3
第 7号議案	工事請負契約の変更について …………… 4
第 8号議案	白杵市立視聴覚ライブラリー条例の廃止について …………… 5
第 9号議案	小中一貫校の設置に関する基本方針について …………… 7
第10号議案	白杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について …………… 8
第11号議案	令和8年度白杵市奨学生の決定について …………… 9

※第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案は
非公開のため削除

第9号議案

小中一貫校の設置に関する基本方針について

本市における小中一貫校の設置に関し基本的な方針を定めることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求める。

令和8年2月25日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

本市における小中一貫校の設置について、基本的な方針を別紙のとおり定める。

理 由

白杵市公立学校のより良い教育環境を作り、充実した学校教育の実現に向けて、小中一貫校の設置に関しての基本的な方針を定める必要があるため。

小中一貫校の設置に関する基本方針について(案)

教育環境のさらなる充実を進めるため、本市独自に取り組んできた小中一体教育の次なるステージとして、早い時期に市内 5 校の中学校区を基本ブロックとして、小中一貫校の設置に向けての基本方針を次のように定め、取り組みを進めていきます。

なお、各中学校ブロックでの基本方針は以下のとおりとします。

① 野津中ブロック

今後の児童生徒数の推移から、中学校の校舎を使用した施設一体型の設置を基本とし、検討を行います。

② 西中ブロック

学校の配置から、施設隣接型と施設分離型の設置を基本とし、検討を行います。なお、西中学校及び市浜小学校の校舎建て替えが行われる場合は、施設隣接型から施設一体型となるような立地検討を行います。

③ 北中ブロック

学校の配置から、施設分離型の設置を基本とし、検討を行います。今後の児童生徒数の状況から、時期を見計らって中学校の校舎を使用した施設一体型の設置についても、検討を行います。

④ 東中ブロック

学校の配置から、施設分離型の設置を基本とし、検討を行います。

⑤ 南中ブロック

学校の配置から、施設分離型の設置を基本とし、検討を行います。

なお、施設一体型の小中一貫校に関しては、義務教育学校への移行についても検討するものとします。

第10号議案

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和8年2月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会規則第2号

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会事務局組織規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育総務課に公立学校の適正配置にかかる事務を掌理するため未来の学校デザイン室を設置する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

学校の統合及び小中一貫校の設置に関する業務を円滑に遂行するため、室を設置する必要がある。

第11号議案

令和8年度臼杵市奨学生の決定について

令和8年度臼杵市奨学生を決定することについて、臼杵市奨学資金に関する条例（平成17年臼杵市条例第199号）第6条に基づき議決を求める。

令和8年2月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

内定者について、別紙のとおり

理 由

令和8年1月30日開催の令和7年度臼杵市奨学生選考委員会における選考結果に基づき、該当者を決定とすることがあるため。